

2月定例会

平成27年

平成27年第1回江田島市議会定例会は、2月25日に招集され、3月13日までの17日間の会期で開かれました。

平成26年度補正予算および平成27年度予算を含む議案33件、諮問4件、同意2件、議員発議1件を審議しました。

平成27年度 一般会計等当初予算

反対討論 片平議員

平成27年度当初予算は、対前年度比6億6700万円増で、主な要因は、江田島小学校耐震工事費、庁舎整備費などである。

小用開発事業、畑総整備事業と維持管理費用など長いスパンの事業は、事前の綿密な調査と精査が必要である。



▲定例会中の風景

若い人が、農業水産業に従事し、なりわいのできる環境づくりは困難を伴うが再生産できる価格保証や、所得補償して次世代を担う若者が、農業や漁業などに参入し生活できる仕組みに予算を使うべきである。

国民健康保険は、国保会計、一般会計から繰り出しをして負担の軽減を図り、介護保険のサービ

主な議案

ス切り捨てをやめ、保険料の抑制をするための公費の負担を引き上げるべきである。

不要不急の公共事業や無駄な予算処置は見直し、住宅改修助成事業など復活して地元業者の仕事を増やし、地域経済を元気にし、経済の循環をはかる必要がある。行政は住民福祉向上の施策を行うべきである。これをもって反対討論とします。

賛成討論 胡子議員

国が地方創生の方向性を示し、江田島市も「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を平成27年度中に策定する。

平成16年11月に合併した江田島市も、合併後11カ年度目の来年度から合併算定替という財政処置が5年間で段階的に減額され、最終的に本来の1本算定になる。

このような状況下、現在策定中の「第3次行財政改革大綱」および「第2次財政計画」と一体のものとして、市民サービスの維持向上および市民

目線での第2次総合計画の実行に取り組みなければならぬ。

新年度予算は、「交流・創造・実感」と「行財政改革の着実な邁進」を重点的なテーマとし、10年後の目指すべき姿である交流と協働で創りだす「恵み多き島えたじま」に向けた新たな挑戦であり、その第一歩として評価する。

よって、予算審査特別委員会の各分科会が出された個別意見を十分尊重し、市民目線の市民サービスに努め、将来の明るい江田島市につながるよう執行されることを信じ賛成します。

条例制定・改正

行政財産の使用料に関する条例

行政財産の使用料について、目的外使用に関する使用料の明確な規定がないものがあるため制定するものです。

Q 目的外使用の具体例は。

A 中国電力とNTTの電柱で1本700円(年額)で現時点で使用料を徴収しています。

Q 電柱はどうか。

A 屋上や土地に設置する太陽光発電です。

Q 市長が特別の理由で減免することができるとは。

A 冠婚葬祭、行政目的とは違う講演会・研究会、テレビ・ラジオ・携帯電話の鉄塔、市役所内に設置している自動販売機等です。

保育施設給食センター設置及び管理条例

保育施設の給食のため、大柿学校給食共同調理場を江田島市保育施設給食センターとし、西能美・江田島町調理場は小中学校専用とするものです。

Q 経費面の削減は。

A 3施設のうち2施設は学校専用で夏休みなどの長期休業日があるので、施設の光熱費、人件費は削減となります。

Q 夏休みの臨時調理員の賃金は。

A その間は休業となり、賃金はなくなり、人事院勧告により、月額給料の引き下げ、単身赴任手当の引き上げ、管理職員特別勤務手当の支給を行うものです。

Q 給与平均2%の引き下げで職員の士気が下がるのでは。

A 平成30年3月31日までの間、経過処置として俸給月額のほか、その差額に相当する額を支給します。

保育園条例及び認定こども園条例の一部を改正する条例

子ども・子育て支援法の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

Q 保護者の負担額は。

A 負担額は所得税で算定してあります。今回の改正で住民税によって決定しますが基本的には変わりません。

Q 認定こども園の1号認定の園児の給食は。

A 給食を食べて帰ります。1号認定の両親のどちらかが専業主婦(夫)など。

公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

交通船事業を指定管理者制度に移行して運営するため、条例の一部を改正するものです。

Q この条例は昨年の10月に施行されているが、附則で公布の日から起算して1年6カ月を越えない範囲内において規則で定める日からあるが施行期日は。

A 平成27年の10月1日ですが、指定管理者の議決を受けて候補者と協定を結びます。

火災予防条例の一部を改正する条例

ホテル、旅館等に対して自動火災報知設備の設置が、延べ面積にかかわらず設置することが義務付けられたものです。

Q 民泊家庭は対象になるか。

A 該当しませんが、安全確保のため住宅用火災警報装置、消火器などの設置を指導します。

公の施設の指定管理者の指定について

市営で運行していた中町〜高田〜宇品航路を、

指定管理者制度に移行し瀬戸内シーライン(株)を指定するものです。

期間は平成27年10月1日から平成32年9月30日まで(5年間)

Q 指定管理者が赤字で撤退する場合は。

A 審査において経営資料を取得のうえ選定していますが、もしも不測の事態が発生した場合、航路の確保を最優先に考え指定管理者と対応したいと考えます。

Q 燃料価格が高騰した場合の対応は。

A 燃料が高騰した場合に備え、リスク分担表を作成し3月末までに協定書を策定します。

介護保険条例の一部を改正する条例

介護保険法および介護保険法施行令の一部改正に伴い、平成27年度から平成29年度までの介護保険料率を改正するものです。

人権擁護委員候補者の推薦に同意

人権擁護委員の候補者として次の4名を推薦することに同意しました。

職務は、市民の基本的な人権が侵犯されることのないよう監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置を講ずるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めるものです。

任期は、3年。

小川 壽子さん (江田島町 小用)

尾崎 しおりさん (江田島町 切串)

米田 眞智子さん (沖美町 三吉)

堀尾 正子さん (大柿町 飛渡瀬)